



14生畜第4588号

平成14年10月2日

動物検疫所長 殿

生産局畜産部衛生課長

韓国から日本向けに輸出されるシカ科動物及び同科動物由来の畜産物等の取扱いについて

平成14年9月24日、獣医・畜産分野のBSEの専門家からなる「第12回牛海綿状脳症（BSE）に関する技術検討会」を開催した結果、専門家より、伝達性海綿状脳症（TSE）の一つである慢性消耗性疾患（CWD）について、その伝染力が他のTSEであるBSEやスクレイピーと比較して強いこと等から、万全の検疫体制を早急に整備する必要性等について提言がなされた。

このことを踏まえ、TSEの我が国への侵入防止により一層の万全を期するため、韓国から輸入されるシカ科動物及び家畜伝染病予防法施行規則第45条第3号から第6号までに掲げる物のうち同科動物由来の畜産物等については、韓国から発生当時のまん延防止措置等に関する詳細な情報が提供され、本病が完全に撲滅されたことが確認されるまでの間、輸入検疫証明書の発行を停止されたい。

また、本件については、別添のとおり韓国家畜衛生当局あて通知したので、了知の上、輸入検疫の実施に当たっては、遺漏なきよう対応願いたい。

なお、このことについて関係機関あて周知されたい。